

令和2年 6月 9日(火曜日)

議事日程(第1号)

令和2年6月9日(火)午前10時00分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期決定の件
日程第 3 諸般の報告
日程第 4 行政報告
日程第 5 同意第 2号 監査委員の選任について
日程第 6 議案第27号 町長、副町長及び教育長の給料月額の特例に関する条例を制定することについて
日程第 7 議案第28号 東庄町介護保険条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第 8 議案第29号 東庄町重度心身障害者の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第 9 議案第30号 東庄町学校給食センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第10 議案第31号 工事請負契約の締結の議決事項の変更について
日程第11 議案第32号 令和2年度東庄町一般会計補正予算(第3号)
日程第12 報告第 2号 繰越明許費繰越計算書について

(令和元年度東庄町一般会計繰越明許費繰越計算書)

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員(14名)

- 1番 越 川 良 男 君
2番 柳 堀 忠 君
3番 桜 井 莊 一 君
4番 土 屋 光 正 君
5番 宮 澤 健 君
6番 佐久間 義 房 君
7番 板 寺 正 範 君

8番 花香孝彦君
9番 大網正敏君
10番 城之内一男君
11番 高木武男君
12番 鈴木正昭君
13番 土屋進君
14番 山崎ひろみ君

欠席議員

なし

出席説明員（13名）

町 長 岩田利雄君
副町長 金島正好君
監査委員 平山茂君
総務課長 向後喜一郎君
町民課長 伊藤雅晃君
まちづくり課長 鈴木秀樹君
健康福祉課長 海上孝君
会計管理者 渡辺佳則君
病院事務長 寺嶋利和君
農業委員会事務局長 土屋富士雄君
教育長 五十嵐正憲君
教育課長 多田克己君
生涯学習担当課長 前田泰孝君

出席事務局員（3名）

事務局 長 笹本忠男
次長 石毛美恵子
主査 岩瀬知博

(午前10時01分 開会)

議長(山崎ひろみ君)

ただいまの出席議員は全員です。

ただいまから、令和2年6月東庄町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、9番 大網正敏君、5番 宮澤健君、両名を指名します。

日程第2、会期決定の件を議題とします。

本定例会の会期は、本日一日限りとすることに議会運営委員会において意見の一致を見ております。

従って、議会運営委員長から報告を求めます。

議会運営委員長、宮澤健君。

5番(宮澤 健君)

令和2年6月定例会の運営についてご報告します。

今期定例会の運営につきましては、去る6月2日、議会運営委員会を開きまして、会期及び審議予定などについて協議をいたしました。この定例会に付議されます案件は、町長提案8件であります。これらの案件を審議するために、会期は本日一日限りとすることに合意を見ております。

審議の予定は、議事日程に従いまして、諸般の報告、行政報告を行います。なお、コロナウイルス感染症拡大防止を図るため、一般質問につきましては、議員各位が三密回避の観点から、自粛により、ありません。次に、同意第2号を上程し、採決を行います。次に、議案第27号から議案第32号までを順次上程し、質疑・採決を行います。次に、報告第2号の報告を行い、閉会といたします。

なお、定例会閉会后、全員協議会を開催する予定です。

本定例会が円滑に運営されますよう、各位のご協力をお願いいたしまして、以上で議会運営委員会において決定しました事項の報告を終わります。

議長(山崎ひろみ君)

お諮りします。

本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり本日一日限りとすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(山崎ひろみ君)

ご異議なしと認めます。

従って、本定例会の会期は本日一日限りとすることに決定しました。

日程第3、諸般の報告を行います。

3月定例会以後の議会活動及び議員活動は、お手元に配付の報告書のとおりです。

次に、地方自治法第121条第1項の規定による本定例会の出席要求に対し、お手元の印刷物のとおり通知がありました。

次に、本日、町長より議案の送付があり、これを受理しました。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4、行政報告を行います。

町長及び教育長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。

町長、岩田利雄君。

町長(岩田利雄君)

おはようございます。それでは、令和2年2月26日から5月31日までの行政報告について、主なものを申し上げます。

初めに、総務課の関係でございますけれども、1ページ目、庶務関係で職員の退職及び新規採用状況を記載しています。職員の採用にあたっては、引き続き、適正な定員管理に努めてまいりたいと考えております。

次に、特別定額給付金関係ですが、こちらは給付対象者一人につき一律10万円を支給するものであります。本町ではオンラインによる申請受付を5月1日から、郵送による申請受付を5月11日から開始をいたしました。5月31日時点での申請受付件数は4,926件、そのうち対象世帯の約8割にあたります4,251件は支給済みであります。

次に、2ページ目上段、防災関係の新型コロナウイルス感染症対策本部ですが、8回の対策会議を開催し、関係機関と連携の下、対策に取り組んでまいりました。また、3月30日に千葉県・船橋市・東庄町合同会議を開催し、感染拡大防止に連携・協力していくことを確認いたしました。

次に、町民課の関係でございますけれども、2ページ目中段からの賦課徴収関係及び3ページ目中段の固定資産税関係で、記載のとおり各種町税の納税通知書を発送しております。課税額は軽自動車税が4,768万6,000円、町県民税の特別徴収分が7億6,408万4,000円、固定資産税が6億4,564万3,000円となっております。

次に、7ページ目から健康福祉課の関係でございますが、福祉関係で中段の契約関係に記載のとおり青馬の里等空調設備更新工事等、2件の工事と障害者福祉計画策定業務の委託契約を発注いたしました。

次に、8ページの衛生関係で記載のとおり各種予防接種等の事業を実施しております。また、下段に子ども医療費・高校生医療費対策事業について、3月から5月支払い分の件数及び支給金額を記載しております。子育て世帯の負担軽減につながっているものと考えます。

次に、9ページ目中段から10ページにかけて、介護保険関係で介護サービス利用件数、地域包括支援センター等の相談、利用状況を記載しております。引き続き、介護予防を重視した施策の充実に努めてまいります。

次に、11ページ目からのまちづくり課の関係ですが、建設関係で災害復旧工事を含め5件の工事と登記処理委託の1件の委託業務を発注いたしました。

また、12ページの公園関係では、公園等維持管理等5件の業務委託を契約しています。

次に、商工観光関係でございますが、14ページ上段の契約関係で、中小企業緊急支援給付事業を東庄町商工会に業務委託をいたしました。この事業は、国の持続化給付金の対象から外れる中小企業個人事業主に対しまして、定額交付金を給付するものでございます。

最後に、15ページ目中段、東庄病院関係でございますが、一日当たりの平均患者数は、入院患者数が45人、外来患者数が89人となっております。新型コロナウイルス感染症等の影響で、外来患者数は通常よりも少なくなっております。

以上で行政報告を終わらせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

議長（山崎ひろみ君）

教育長、五十嵐正憲君。

教育長（五十嵐正憲君）

それでは、教育委員会の行政報告の主なものを申し上げます。

まず、16ページ、1項目めの教育委員会関係でございますが、臨時の委員会を1回、定例の委員会を3回、記載のとおり開催いたしました。臨時教育委員会は、教職員の年度末人事についてを議題にして実施いたしました。

次に、2項目めの学校教育関係では、令和元年度末及び令和2年度公立学校教職員の異動人数をお示ししております。元年度末に町内5校を閉校し、2年度に新しく東庄小学校を開校いたしましたので、転入職員42人、転出職員72人と、例年に比べて転出入職員の異動は多くなっております。

続きまして、校医等の委嘱ですが、委嘱した校医の人数は、お示したようになっております。例年であれば4月から5月にかけて、内科や歯科等の定期検診が行われているところですが、新型コロナウイルスで休校していたために、2学期以降に定期検診を実施する予定です。

次に、こども園及び小・中学校の卒業式の実施状況を掲載しております。新型コロナウイルスの影響で、卒業生、保護者、教職員と数名の来賓をお招きして実施いたしました。中学校におきましては、3月12日に126人の卒業生を送り出しております。

続いて、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、記載のとおりこども園、小・中学校で臨時休業をいたしました。臨時休業期間中も小・中学校は登校再開を目指して、5月11日から29日まで、分散登校をして、子供達の様子把握と家庭学習のサポートを行ってまいりました。

次に、16ページ下段の主な契約関係ですが、統合する東庄小学校の環境整備関係の工事等、7件の契約を行いました。契約内容の主なものとしては、放送設備更新、インターホン設備入替工事、プールの給水管設置や改修工事、浄化槽修繕工事、統合小学校への備品移転業務委託等でございます。

次に、17ページ下段の統合小学校関係の会議等を記載のとおり実施いたしました。特に東庄町立小学校5校合同閉校式ですが、当初、閉校式記念行事等を各小学校で実施する予定でしたが、新型コロナウイルスの影響で実施出来ませんでしたので、3月19日に役場多目的ホールで合同の閉校式を実施いたしました。

続いて、17ページ下段から18ページにかけての3項目め、生涯学習関係では、生涯学習事業、社会体育事業につきまして、年度初めの総会等は新型コロナウイルス

スの影響で、書面議決で行っております。

18ページ、中段の4項目めの図書館関係では、新型コロナウイルス感染拡大防止のために3月29日から5月29日まで臨時休館しておりました。

5項目めの学校給食センター関係では、3月から5月末まで学校が臨時休校をしておりましたので、その間の給食の実施日数は一日もございませんでした。

最後になりますが、教育委員会の行政報告にはございませんが、3月末に東庄町に新型コロナウイルスの大きなクラスターが発生したことを受けまして、学校再開に向けて正確な情報等を聞いて判断したいということで、5月29日に香取保健所の所長に来ていただき、町内の感染者の状況等をお聞きいたしました。その段階で、障害者施設のクラスターは収束に向かっているという話を受けまして、6月1日から学校を再開出来ると判断いたしました。再開初日の6月1日には、小学校・中学校の入学式を行い、その後、分散登校で教育活動を行ってまいりましたが、今週から中学校、小学校と、順次分散登校ではなく、全員が学校に登校しての教育活動が再開されております。

新型コロナウイルスの感染拡大については、手洗い、マスク、換気、密にならないなど、十分な配慮をしながら、教育活動を行ってまいります。

以上で教育委員会の行政報告を終わりにいたします。よろしく願いいたします。
議長（山崎ひろみ君）

これで行政報告は終わりました。

日程第5、同意第2号、監査委員の選任についてを議題とします。

ここで監査委員、平山茂君の退席を求めます。

（監査委員 平山 茂君 退席）

議長（山崎ひろみ君）

職員に議案の朗読をさせます。

（事務局朗読）

議長（山崎ひろみ君）

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

それでは、同意第2号、監査委員の選任についての提案理由を申し上げます。

現在、識見者選出の監査委員としてご活躍を頂いております平山茂氏の任期が7月17日で満了となります。適任でありますので、引き続き委員としてお願いいたしたく、提案するものであります。

よろしくご審議の上、ご同意くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。
議長（山崎ひろみ君）

提案理由の説明が終わりました。

ここでお諮りします。

ただいま議題となりました同意第2号については、正規の手続きを省略して、直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

議長（山崎ひろみ君）

正規の手続きを省略することに異議がありますので、まず質疑があればこれを許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（山崎ひろみ君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

11番、高木武男君。

11番（高木武男君）

監査委員選任についての反対討論をさせていただきます。

本町の前年度の予算総額約100億円は、町民一人一人が納めた税金です。納税者が納得出来るお金の使われ方が求められています。毎年9月定例会では、決算認定の議会が開かれます。私達議員は、領収証や証拠となる資料を見るわけでもありませんので、本当はよく分からないのです。そのためにも、見識のある専門家に監査をお願いするということは当然のことであり、一般社会の常識ではないでしょうか。

このように、高額な本町の予算決算を素人であり、身内だけで監査するということには無理があります。2名の監査委員のうち、1名については現職議員が務めることは妥当と考えます。他の1名については、公認会計士等の専門家に委ねることが必要ではないでしょうか。大手企業は言うまでもなく、各種団体においても会計

監査には外部の監査委員を任命しています。会計監査においては、外部の専門家を任命するということは、一般社会では当たり前のことであり、当然のこととして行われております。平山監査委員には、見識があり、立派な方だと思いますが、長い間、監査委員をしているうちに一般社会の常識を見失っているように見えます。

平山委員の再任については、以上のような理由により、同意しかねます。

以上で反対討論を終わります。

議長（山崎ひろみ君）

ただいま反対討論がございました。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

13番、土屋進君。

13番（土屋 進君）

皆様、おはようございます。13番、土屋です。今般の同意第2号、監査委員の選任についてですが、賛成意見を述べさせていただきます。

監査委員には人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理、その他行政運営に関し、優れた見識を有する者が選任なされます。なお、そのような者としては、議員各位がご存じのように、平山茂氏は代表監査委員として適任者であると承知しますので、どうかご承認のほど、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

議長（山崎ひろみ君）

他に討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（山崎ひろみ君）

ないようですので、これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立によって行います。

それでは、同意第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

議長（山崎ひろみ君）

暫時休憩とします。

（午前10時26分 休憩）

(午前10時28分 再開)

議長(山崎ひろみ君)

それでは会議を再開します。

ただいまの原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

議長(山崎ひろみ君)

起立多数です。

従って、同意第2号は原案のとおり可決されました。

ここで監査委員、平山茂君は入場してください。

(監査委員 平山 茂君 入場)

議長(山崎ひろみ君)

日程第6、議案第27号、町長、副町長及び教育長の給料月額の特例に関する条例を制定することについてを議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

(事務局朗読)

議長(山崎ひろみ君)

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長(岩田利雄君)

それでは、議案第27号、町長、副町長及び教育長の給料月額の特例に関する条例を制定することについての提案理由を申し上げます。

本案は、新型コロナウイルス感染症対策の実施を踏まえ、町長、副町長、教育長の給料月額について50%の減額措置を実施するものであります。

期間は令和2年7月から8月までの2ヶ月間とし、この削減効果が199万4,000円となる見込みであります。

ご審議の上、可決くださいますよう、よろしく願いを申し上げます。

議長(山崎ひろみ君)

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(山崎ひろみ君)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(山崎ひろみ君)

ご異議なしと認めます。

これから、議案第27号、町長、副町長及び教育長の給料月額の特例に関する条例を制定することについてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(山崎ひろみ君)

ご異議なしと認めます。

従って、議案第27号は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第28号、東庄町介護保険条例の一部を改正する条例を制定することについてを議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

(事務局朗読)

議長(山崎ひろみ君)

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長(岩田利雄君)

それでは、議案第28号、東庄町介護保険条例の一部を改正する条例を制定することについて、提案理由を申し上げます。

今回の改正は、令和元年10月に実施された消費税率の引上げに伴う低所得者に対する介護保険料の軽減強化の完全実施に関するものでございます。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明をいたさせます。ご審議の上、可決くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長(山崎ひろみ君)

健康福祉課長、海上孝君。

健康福祉課長(海上 孝君)

それでは、議案第28号、東庄町介護保険条例の一部を改正する条例を制定することについて、内容をご説明申し上げます。

町長の提案理由にございましたように、令和元年10月の消費税率10%への引上げに伴う低所得者に対する介護保険料の軽減強化の完全実施に関するもので、全9段階ある介護保険料所得段階のうち、第1段階から第3段階に該当する所得の少ない被保険者に対し、保険料の軽減を図るため、保険料率を改めるものでございます。

恐れ入りますが、参考資料1ページの東庄町介護保険条例新旧対照表をご覧頂きたいと存じます。

第7条、第2項は、軽減適用年度の改正と令和元年4月から実施している所得段階第1段階への低所得者保険料軽減について、保険料率基準額年額5万9,400円に対する割合0.375を乗じて、2万2,275円としている保険料率を保険料率基準額に対する割合を0.300とし、保険料率を年額1万7,820円とするものでございます。

同条第3項は、軽減適用年度の改正と、所得段階第2段階の軽減に関する規定で、保険料基準額年額5万9,400円に対する割合0.625を乗じて、3万7,125円としている保険料率を保険料基準額に対する割合を0.500とし、保険料率を年額2万9,700円とするものでございます。

同条第4項は、軽減適用年度の改正と、所得段階第3段階の軽減に関する規定で、保険料基準額5万9,400円に対する割合0.725を乗じて、4万3,065円としている保険料率を保険料率基準額に対する割合を0.700とし、保険料率を年額4万1,580円とするものでございます。

続きまして、議案書6ページをお願いいたします。

附則第1条は、施行期日の規定で、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用するものでございます。

附則第2条は、経過措置の規定で、改正後の東庄町介護保険条例第7条の保険料率は、令和2年度分以降の介護保険料から適用し、令和2年度以降に賦課する令和元年度以前の年度分の保険料については、従前の保険料率を用いることを規定するものでございます。

以上で東庄町介護保険条例の一部を改正する条例を制定することについての説明

を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（山崎ひろみ君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（山崎ひろみ君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（山崎ひろみ君）

ご異議なしと認めます。

これから議案第28号、東庄町介護保険条例の一部を改正する条例を制定することについてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（山崎ひろみ君）

異議なしと認めます。

従って、議案第28号は原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第29号、東庄町重度心身障害者の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を制定することについてを議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

（事務局朗読）

議長（山崎ひろみ君）

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

それでは、議案第29号、東庄町重度心身障害者の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、提案理由を申し上げます。

今回の改正は、千葉県が令和2年8月1日より精神障害者保健福祉手帳1級所持

者を医療費助成の対象に加えることになりましたので、東庄町においても同様に医療費助成の対象に加えようとするものでございます。

なお、詳細につきましては担当課長より説明をいたさせます。ご審議の上、可決くださいますよう、よろしく願いを申し上げます。

議長（山崎ひろみ君）

健康福祉課長、海上孝君。

健康福祉課長（海上 孝君）

それでは、議案第29号、東庄町重度心身障害者の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、内容をご説明申し上げます。

重度心身障害者医療費助成については、重度心身障害者の健康と福祉の増進及び医療費負担の軽減を図るため、保険診療にかかる医療費を助成する公費負担制度で、千葉県が実施しており、千葉県国保連合会からの請求に基づき、町が支払いをし、費用については千葉県から2分の1が補助金として交付されております。

なお、重度心身障害者は、入院時の食事代、差額個室料等を除いて医療機関での支払いは発生いたしません。現行の東庄町重度心身障害者の医療費助成に関する条例では、重度心身障害者の定義を身体障害者手帳1級及び2級の所持者と療育手帳のA-1、A-2の所持者と規定しております。

町長の提案理由にございましたように、千葉県が令和2年8月1日より精神障害者保健福祉手帳1級所持者を重度心身障害者の医療費助成の対象に加えることになりましたので、東庄町においても同様に精神障害者保健福祉手帳1級所持者を重度心身障害者の医療費助成の対象に加えようとするものでございます。

また、平成30年12月東庄町議会定例会に請願第3号として精神障害者も重度心身障害者医療費助成の対象とすることを求める請願が精神障害者家族会かとり会より提出されました。東庄町議会文教福祉常任委員会に審議付託され、本会議において採決された後、東庄町議会議長より千葉県知事宛て精神障害者も千葉県重度心身障害者医療費助成制度の対象にすることを求める意見書が提出されております。

恐れ入りますが、参考資料2ページの東庄町重度心身障害者の医療費助成に関する条例、新旧対照表をご覧頂きたいと存じます。

第2条は、重度心身障害者の定義を規定しておりますが、第3号として、精神障害者保健福祉手帳1級所持者を重度心身障害者として新たに加えるものでございま

す。

続きまして、議案書 8 ページをお願いいたします。

附則についてですが、施行期日の規定で、令和 2 年 8 月 1 日から施行するものでございます。

以上で東庄町重度心身障害者の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を制定することについての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（山崎ひろみ君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（山崎ひろみ君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（山崎ひろみ君）

ご異議なしと認めます。

これから議案第 29 号、東庄町重度心身障害者の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を制定することについてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（山崎ひろみ君）

異議なしと認めます。

従って、議案第 29 号は原案のとおり可決されました。

日程第 9、議案第 30 号、東庄町学校給食センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を制定することについてを議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

（事務局朗読）

議長（山崎ひろみ君）

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

それでは、議案第30号、東庄町学校給食センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

現在稼働しております東庄町学校給食センターは、施設設備等の老朽化が進んでいることから、十分な衛生管理の下に安心・安全な学校給食を安定的に提供することにより、本町の子供達の教育環境の向上に資するため、令和2年9月から新たに東庄町学校給食センターが稼働いたします。

これにより、東庄町学校給食センターが移転することから、位置を変更するものであります。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明をいたさせます。ご審議の上、可決くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（山崎ひろみ君）

教育課長、多田克己君。

教育課長（多田克己君）

それでは、東庄町学校給食センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の内容につきまして、ご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、参考資料の3ページをお開きください。

第3条について、町長からの提案理由にありましたとおり、令和2年9月より東庄中学校に隣接した場所で新たに東庄町学校給食センターが稼働することから、位置を小南2912番地から青馬1752番地1に変更するものです。

なお、議案書11ページにございます議案第31号の東庄町学校給食センター建設工事の工事場所について、青馬1756番地とありますのは、契約に係る工事場所としまして、東庄中学校の敷地内での工事となったことから、東庄中学校の所在地を工事場所といたしました。

一方、本議決案件である東庄町学校給食センターを設置する位置につきましては、地籍上の地番を用いた位置としたことから、青馬1752番地1とするものです。

以上で説明を終わりにします。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

議長（山崎ひろみ君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(山崎ひろみ君)

質疑なしと認めます。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(山崎ひろみ君)

ご異議なしと認めます。

これから、議案第30号、東庄町学校給食センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を制定することについてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(山崎ひろみ君)

異議なしと認めます。

従って、議案第30号は原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第31号、工事請負契約の締結の議決事項の変更についてを議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

(事務局朗読)

議長(山崎ひろみ君)

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長(岩田利雄君)

それでは、議案第31号、工事請負契約の議決事項の変更についての提案理由を申し上げます。

この東庄町学校給食センター建設工事請負契約につきましては、昨年6月の定例会において議決を頂きましたが、追加工事が発生をし、議決事項の一部に変更が生じたため、議会の議決をお願いいたしたく、提案させていただくものであります。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明をいたさせます。ご審議の上、可決くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（山崎ひろみ君）

総務課長、向後喜一郎君。

総務課長（向後喜一郎君）

それでは、議案第31号、工事請負契約の議決事項の変更についてをご説明申し上げます。

この度の議決事項の変更につきましては、昨年6月の定例会において議決を頂きました東庄町学校給食センター建設工事請負契約について、工事の内容が追加になったことにより、契約金額の増額を行うものでございます。

その主な内容といたしましては、保守管理上の理由により電気の配線ルートを変更したことと調理室内のコンクリートのひび割れを防止するために補強を加えたこと、消防署の指導による避難誘導灯の追加等でございます。

この工事費を精算いたしますと472万8,900円の増額となります。

本変更契約案件につきましては、地方自治法第96条第1項第5号及び東庄町の条例でございます議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき議決を頂いた契約内容の変更のため、改めて議会の議決をお願いするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

議長（山崎ひろみ君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（山崎ひろみ君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（山崎ひろみ君）

ご異議なしと認め、これから採決を行います。

議案第31号、工事請負契約の締結の議決事項の変更についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（山崎ひろみ君）

ご異議なしと認めます。

従って、議案第31号は原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第32号、令和2年度東庄町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

（事務局朗読）

議長（山崎ひろみ君）

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

それでは、議案第32号、令和2年度東庄町一般会計補正予算（第3号）の提案理由を申し上げます。

既定の歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ753万円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ70億639万5,000円とするものでございます。

主な補正内容でございますが、総務費関係では、地域コミュニティ施設の修繕に関する補助金を新規で計上いたしました。

次に、農林水産業費関係では、CSF、いわゆる豚熱、旧称豚コレラの予防のため、CSFワクチン接種に対する補助金を新規で計上いたしました。

以上、一般会計補正予算について提案理由を申し上げます。

詳細につきましては担当課長より説明をいたさせます。ご審議の上、可決くださいますよう、よろしく願いを申し上げます。

議長（山崎ひろみ君）

総務課長、向後喜一郎君。

総務課長（向後喜一郎君）

それでは、議案第32号、令和2年度東庄町一般会計補正予算（第3号）について、内容のご説明を申し上げます。

初めに、歳出予算から申し上げますので、議案書の16ページをお願いいたします。

2款・総務費、1項5目・総務管理費、企画費の18節・地域コミュニティ施設

等再建支援事業補助金 90 万円、昨年度の台風等で被災した地域コミュニティ施設の復旧にかかる補助金でありまして、現在、6 自治会から要望が上がってきております。復旧にかかる費用の 3 分の 1 を補助するものとなりますが、財源は全額県支出金となります。

次に、5 款・農林水産業費、1 項 4 目・農業費、畜産業費の 1 8 節・CSF ワクチン助成金 663 万円、CSF 予防のための CSF ワクチンにつきまして、昨年 12 月に千葉県が接種推奨地域に指定されました。これを受けまして、飼育養豚全頭にワクチン接種を行います。接種手数料について、1 頭当たり 39 円を助成するものでございます。

次に、歳入について申し上げます。議案書の 15 ページをお願いいたします。

17 款・県支出金、2 項 1 目 3 節・総務費、県補助金、地域コミュニティ施設等再建支援事業補助金 90 万円、歳出補正の総務費で申し上げました地域コミュニティ施設等再建支援事業補助金に対する県補助金となります。

最後に、歳入が歳出に不足する 663 万円について、21 款・繰越金で前年度繰越金を補正するものでございます。

以上で一般会計補正予算（第 3 号）の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

議長（山崎ひろみ君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

5 番、宮澤健君。

5 番（宮澤 健君）

16 ページの CSF についてお伺いいたします。

1 頭当たり 39 円の助成ということで、全国の経費を見ますと千葉県が非常に高い、他の県からすると 100 円も 1 頭当たり高いような金額で設定されております。そして養豚の農家の方から聞きましたら、県の方にいろいろ問合せをしても内訳を教えてくれないというようなことだったので、県会議員を通じて確認しましたら、手数料と、それから薬剤の金額を教えてくださいましたけれども、しかし、県の方は、これはいずれも予算もしていないというようなことであります。ですから、町長は県の会長でもありますから、当町の養豚については、基幹の一番の売上げのある養豚だと思っておりますので、是非そこら辺の予算を県の方にまた要請していただき

いというふうに思います。

それで、この663万円の算定で、単純に割ると17万頭になるんですけども、今までのオーエスキー病なんかは10万頭で計算をしているんですね。それで、過去のここ2年ぐらいの実績で見ても、14万頭とか、一昨年は12万頭とかというような頭数になっていきますけれども、この差はどういうことでしょうか。

議長（山崎ひろみ君）

農業委員会事務局長、土屋富士雄君。

農業委員会事務局長（土屋富士雄君）

ただいまの質問についてお答えします。過去よりかなり数が多いなんていうことでありますけれども、実際の実数を測定しまして、これから産まれる頭数等も考慮しまして、17万頭という数字を出しております。

以上です。

議長（山崎ひろみ君）

よろしいですか。

他に質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（山崎ひろみ君）

それでは、これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（山崎ひろみ君）

ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。議案第32号、令和2年度東庄町一般会計補正予算（第3号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（山崎ひろみ君）

ご異議なしと認めます。

従って、議案第32号は原案のとおり可決されました。

日程第 1 2、報告第 2 号、繰越明許費繰越計算書について（令和元年度東庄町一般会計繰越明許費繰越計算書）の報告を行います。

職員に報告の朗読をさせます。

（事務局朗読）

議長（山崎ひろみ君）

町長より報告の申し出がありましたので、これを許します。

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

それでは、報告第 2 号、令和元年度東庄町一般会計の繰越明許費繰越計算書について、ご報告を申し上げます。

令和元年度予算のうち年度内に終わらない見込みの事業について、さきの令和 2 年第 1 回臨時会及び 3 月定例会で繰越明許費の設定を行い、承認、可決を頂いたところですが、今回、繰越計算書を調製いたしましたので、地方自治法施行令第 1 4 6 条の規定に基づき、報告させていただくものでございます。

なお、詳細につきましては担当課長より説明をいたさせます。よろしくお願いを申し上げます。

議長（山崎ひろみ君）

総務課長、向後喜一郎君。

総務課長（向後喜一郎君）

それでは、報告第 2 号、繰越明許費繰越計算書の内容について、ご説明を申し上げます。

議案書の 1 8 ページをお願いいたします。

町長の提案理由にもございましたとおり、昨年度補正予算にて設定しました繰越明許費につきまして、繰越明許費計算書の報告を行います。

表中、款、項、事業名及び金額につきましては、繰越明許費を設定した額を記載しておりまして、翌年度繰越額は実際の繰越額となっております。

また、その右側の欄は、翌年度繰越額の財源内訳となります。

初めに、2 款・総務費、1 項・総務管理費のこじゅりんこども園北側駐車場整備工事 1 1 0 万円、土地の賃貸借契約の調整が年度末になったことに伴い、工事開始が遅れたことによる繰越しでございます。

同項の地域イントラネット基盤施設整備工事275万円、給食センターの新設に伴う工事で、給食センター建設工事の繰越しによるものとなります。

次に、5款・農林水産業費、1項・農業費の被害農業施設等復旧支援事業補助金2億9,700万円、県による要望農家の妥当性協議に時間を要したことによる繰越しでございます。こちらは未収入特定財源として県補助金が2億3,100万円となっております。

次に、7款・土木費、2項・道路橋梁費の道路橋梁維持改良工事、繰越明許費設定額7,775万3,000円に対し、実繰越額7,470万4,000円、こちらは道路10路線の繰越しとなっておりますが、入札減及び前払い金の支払いにより減額となっております。こちらの未収入特定財源は、国庫支出金で、363万6,000円となっております。

続いて、同款の4項・都市計画費の被災者住宅修繕緊急支援補助金873万円、住宅の修繕工事が年度内に終了しないものがあり、繰越しとなっております。こちらの特定期財源は、県補助金で、698万4,000円となっております。

次に、9款・教育費、2項・小学校費の校内ネットワーク整備事業、繰越明許費設定額1,944万8,000円に対して、実繰越額1,732万1,000円、こちらは国の補正予算を受けて実施する事業で、詳細設計が完了したことによる減額でございます。未収入特定財源として、国庫補助金686万2,000円、地方債960万円となっております。

次に、3項・中学校費の校内ネットワーク整備事業、繰越明許費設定額2,299万8,000円に対して、実繰越額1,684万6,000円、こちらは小学校費と同様で、未収入特定財源として国庫補助金469万2,000円、地方債1,130万円となっております。

続きまして、同款6項・保健体育費の学校給食センター建設工事、繰越明許費設定額6億7,218万円に対して、実繰越額6億6,025万8,000円、台風や大雨の影響による繰越しですが、工事費の確定により減額となっております。こちらは未収入特定財源が国庫補助金9,479万2,000円、地方債5億1,740万円となっております。

次に、10款・災害復旧費、1項・土木災害復旧費の道路災害復旧工事、繰越明許費設定額1,149万5,000円に対し、実繰越額646万9,000円、設

計業務に時間を要したことによる繰越しですが、入札減及び前払い金の支払いにより減額となっております。

これら9事業の繰越明許費設定額は、11億1,345万4,000円、実繰越額は10億8,517万8,000円、財源内訳としましては、未収入特定財源として国・県支出金3億4,796万6,000円、地方債が5億3,830万円、一般財源は1億9,891万2,000円となっております。

以上で内容の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長（山崎ひろみ君）

本件については、報告事項でございますが、特に質疑があればこれを許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（山崎ひろみ君）

質疑なしと認めます。

以上で報告第2号の報告を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。閉会に先立ち、町長よりご挨拶をお願いします。

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

それでは、東庄町議会6月定例会の閉会にあたりましてご挨拶を申し上げます。

本定例会には、執行部より同意1件、議案6件を提案し、繰越明許費について1件の報告をさせていただきました。議員各位には慎重なるご審議を賜り、全ての案件を原案のとおり可決・ご承認等を頂きました。誠にありがとうございました。

先月25日に新型コロナウイルスの緊急事態宣言が解除され、千葉県においても外出自粛等の協力要請や施設の使用停止要請の段階的な緩和、解除が進んでおります。臨時休業となっていた町の小学校、中学校も再開をし、子供達の笑顔が戻ってまいりました。町といたしましても、町民の皆様が一日も早く平穏な日常を取り戻せるよう、今、町が出来ることをしっかりと進めてまいります。

また、これからは本格的な出水期を迎え、風水害等も懸念されますが、災害時の避難所における感染拡大の防止にも十分留意してまいります。複数の避難所の開設や衛生環境の確保、マスク等の備蓄など、必要な対策を講じてまいる所存であります。

今後も気を緩めることなく、議員各位のご協力を頂きながら、町民の皆様と一体となって、感染拡大の防止と社会経済の活動の維持の両立に取り組んでまいります。

梅雨の時期を議員各位には健康管理に十分ご留意を頂き、益々のご活躍をご祈念申し上げますと共に、なお一層のご指導、ご支援を賜りますよう、お願いを申し上げます。閉会にあたりご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

議長（山崎ひろみ君）

私からも一言、ご挨拶申し上げます。

6月定例会、お疲れさまでした。今回、一般質問は様々な観点から自粛という形を取らせていただき、議員の皆様、また執行部の皆様のご協力を得て、無事終わることが出来ました。大変にありがとうございました。

町長、副町長、教育長におかれましては、給料の2ヶ月間、5割減額を提案していただき、議会として議決させていただきました。私達議員は何もしなくて良いのかと議員自らも思うところがあるかと思えます。また、町民の皆さんからもそういった声が聞こえてくるのかと思えますが、きちんと頂いた議員報酬や国からの特別給付金については、町内はもとより、地域活性化のために大いに使っていただきたいと考えます。

この先もこれまでと同じ生活に戻れるわけではありません。自粛生活が続き、心身共に健康を害されている方、また生活に困窮する町民も出てくると思われます。私どもはその声に耳を傾けていきたいと思えます。

不安定な天候でもあります。皆様におかれましては、健康に留意され、周りの人達を元気づける存在になっていただくことを希望いたします。大変にありがとうございました。

以上で令和2年6月東庄町議会定例会を閉会します。ご苦労さまでした。

（午前11時14分 閉会）